

前回（令和3年度第1回知多半島圏域保健医療福祉推進会議）以降の修正事項

資料1-2

主な修正内容

- 市町村・関係団体への意見照会
- パブリックコメント
- 県保健医療計画始め諸計画との整合

大項目	ページ	修正箇所等	修正内容	備考
第2章第1節 がん対策 3 医療提供体制	9	令和2(2020)年7月1日	平成27(2015)年4月1日	誤りの修正
第2章第1節 がん対策 表2-1-2	12	資料:愛知県のがん登録	資料:愛知県のがん統計	冊子の名称変更
第2章第4節 糖尿病対策 2 糖尿病予防・重症化予防	28	追記	○ 市町村国保における糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、平成30(2018)年3月に愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムが策定され、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合と関係団体等との情報共有や連携体制の構築を図っています。	平成30(2018)年度から県の糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組が開始されているため。
第2章第5節 精神保健医療対策 3 多様な精神疾患等に対応できる医療機能の明確化	34	追記	(9) その他の精神疾患等 ○ 高次脳機能障害については名古屋市総合リハビリテーションセンター及び特定非営利活動法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」を県の高次脳機能障害支援拠点機関としています。	
第4章 災害医療対策	53~55	災害医療提供体系連携図 災害医療連携体系図の説明	図及び説明文を修正	県計画に合わせるため
第6章 小児医療対策 1 小児医療対策 (2)医療提供体制	60	追記	○ 東海市内に医療型障害児(重症心身障害児)入所施設である「重心施設にじいろのいえ」を2022年度中に開設予定です。	
第6章 小児医療対策 1 小児医療対策 (4) 保健、医療、福祉の連携	61	○ 市町では母子保健及び子育て支援の部署が連携した「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期において切れ目ない相談・支援できる体制整備を行っています。	○ 市町では母子保健及び子育て支援の部署が連携した「子育て世代包括支援センター」として、妊娠期から子育て期において切れ目ない相談・支援を行っています。	全市町村への設置が完了したため、「体制整備」を削除
第6章 小児医療対策	61	追記	4 医療的ケア児への支援 ○ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童に対する支援を、各自治体は圏域や市町村における協議の場で検討を進めていますが、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(2021年6月18日公布、同年9月18日施行)に基づき、日常生活及び社会生活に必要な支援を関係機関と連携して拡充して行くこととなります。	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立により、地方公共団体による医療的ケア児への支援が努力義務から義務となったため。
第6章 小児医療対策 小児医療連携体系図	63	第二赤十字病院	日赤名古屋第二病院	名称変更のため

大項目	ページ	修正箇所等	修正内容	備考
第10章 高齢者保健医療福祉対策 1 介護保険事業の状況 (5)福祉対策	78	平成 29(2017)年度の介護老人福祉施設の整備目標は 2,500 人、介護老人保健施設の整備目標は 1,687 人です	令和 2(2020)年度の介護老人福祉施設の整備目標は 2,518 人、介護老人保健施設の整備目標は 1,657 人です	時点修正
第10章 高齢者保健医療福祉対策 1 介護保険事業の状況(5) 福祉対策	78、81	高齢者健康福祉計画	高齢者福祉保健医療計画	計画名の変更のため
第10章 高齢者保健医療福祉対策 2 認知症施策の推進	78	2 認知症対策	2 認知症施策の推進	県計画に合わせるため
第10章 高齢者保健医療福祉対策	80	追記	<p>6 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ、後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的できめ細かなものとするため、令和 2(2020)年度から後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部を市町村に委託し、市町村は、国民健康保険の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施することとされました。</li> <li>○ この一体的な実施の取組においては、市町村に医療専門職を配置した上で、地域の関係団体との連携の下、KDB を活用した健康課題の把握等に基づくハイリスクアプローチや、通いの場等を活用したポピュレーションアプローチを行っています。</li> <li>○ 令和 3(2021)年度は、4市町が一体的な実施の取組を行っています。</li> </ul>	令和 2(2020)年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が制度化され、取組が開始されているため。
第12章 健康危機管理対策 1 健康危機管理体制の整備	87	愛知県健康福祉部危機管理対策基本方針	愛知県保健医療局健康危機管理対策基本方針	組織改編による改正のため